

業務指示書

パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発マスタープランの作成及び排水施設整備に係るF/Sに係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/地域農業開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）
 - ・開発金融に関する経験があることが望ましい。

【業務従事者：担当分野 水管理/組織/制度】

- 1) 類似業務の経験：灌漑維持管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パラグアイ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌漑排水計画】

- 1) 類似業務の経験：灌漑排水施設の計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PYG

1 = 0.01977 円 , US\$1 = 112.305 円 , EUR1 = 119.249 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域農業開発
水管理/組織/制度
灌漑排水計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.75 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月24日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 16.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (26.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/地域農業開発 | (26.00) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 4.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (11.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 4.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (4.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 4.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 水管理/組織/制度 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 灌漑排水計画 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 4.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

パラグアイ共和国(以下、「パラグアイ」という。)の農牧業は、国内総生産の約3割、輸出総額の約4割を占め、就労人口の約3割が従事しているなど基幹産業となっている。

一方、パラグアイの農村部における貧困率は、都市部の17.0%に比べ33.8%と高く、特に、全農家数の86%を占める所有面積20ha未満の小農の生計向上に向けて、農業の生産性向上及び、加工・流通・販売の拡大も含めた農村地域の雇用を創出することが重要であるとされている。

とりわけ、コメは国内で加工(精米)されてから商品として輸出される数少ない農産物の一つであり、その生産性向上に寄与する灌漑開発に対する期待は大きい。

パラグアイ政府は、貧困削減を主要政策として掲げ、「農業戦略枠組み2014/2018」では、「農業競争力の強化」や「家族農業及び食料安全保障の強化」などを戦略の軸とし、家族農業の生産性向上や農村雇用の拡大等に取り組んでいる。特に、農業生産性の向上については、灌漑等のインフラ整備の促進等が重視されている。また、灌漑稲作開発は農村地域における雇用創出やコメバリューチェーンへの小農の参加を通じた地域の貧困削減への貢献が期待されることから、現在産官学参加の下で「国家コメ計画」の策定が進められている。

しかしながら、パラグアイでは、水資源法により環境庁が水利権の許可権限を有しているが、その執行方法の規定が整備されておらず、資金力のある大土地所有農家が自ら民間コンサルタントを雇用して灌漑開発を進め、無秩序な水資源利用が行われており、一部地域で水不足が深刻化している。一方で、公的機関による大規模灌漑開発事業が実施された実績はない。

ヤシレタダムは、アルゼンチンとの共同水力発電事業として計画された多目的ダムであり、2011年に貯水位が計画水位に到達したことで、ダム建設が完了し、パラグアイ政府は、アルゼンチンとの二国間協定の取水権(利用可能水量108m³/s)に基づく取水が可能となった。一方、同地域においては、1985年にJICAの支援により農業開発計画が作成されているが、既に約30年が経過し、現在の社会経済や農業情勢に即した地域の農業開発マスタープラン及び、ヤシレタダムからの取水量に応じた灌漑施設整備計画が不在のため、利用可能な水資源が有効活用されないまま、広大な未利用地及び低利用地が広がっている。

上述した課題の解決や小農の自立支援への貢献を図る上で、具体的な道筋や技術的手法を取り纏めた灌漑マスタープランの改訂、マスタープラン実現のためのアクションプラン、それらに基づく灌漑排水施設等のフィージビリティ・スタディの作成への支援の要請があり、2016年11月にプロジェクトの枠組み等について取り纏めた討議議事録(R/D: Record of Discussions)をパラグアイ政府と合意・署名し、今般「パラグアイ国ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

1) 提案計画の活用目標

マスタープランで提案される各種事業施策が実施される。

2) 活用による達成目標

対象地域において水資源が有効活用され、対象地域における農業生産性が向上し、当該地域における雇用機会が創出される。また、小農を含む地域住民の生計が向上する。マスタープランで提案される各種事業施策が実施される。

(2) プロジェクト期間

2017年3月～2019年3月

(3) 期待される成果

成果1：ヤシレタダム湖隣接地域総合開発マスタープランの策定される

成果2：アクションプラン（実施計画）の策定される

成果3：灌漑排水施設整備に係るフィービリティ・スタディが実施される

成果4：環境影響評価報告書案の作成される

(3) 対象地域

位置：パラグアイ国イタプア県、ミシオネア県

灌漑対象面積：上記2県のうち5.5万ha（想定）

(4) 活動の概要

1) ヤシレタダム湖隣接地域総合農業開発マスタープランの作成

1-1 ①水資源・灌漑排水開発、②土地所有、③農業開発、④農産加工流通、⑤農業金融等に関連する政策、計画、法令、組織体制に係る情報収集及び課題分析

1-2 対象地域の①自然条件、②社会経済、③土地所有、④土地利用、⑤農業生産、⑥農産加工流通、⑦農業金融、⑧灌漑排水・農業インフラ等に関する現地調査の実施

1-3 現況の水利用状況と灌漑向け利用可能水資源量を分析し、単位用水量のレビューと算定

1-4 国・県・市等の関係機関との協議及び、地域住民、農業団体、民間事業者等へのヒアリングを通じて、灌漑開発・農業開発に係るニーズ・意向の把握

1-5 総合農業開発マスタープランの策定

- ・調査対象地域および裨益者に係る開発基本コンセプト
- ・土地所有・土地利用に係る基本方針
- ・水資源利用とその管理に係る基本方針
- ・農業開発及びバリューチェーン構築に関する基本方針（養殖を含む）
- ・農業生産インフラ及び農産加工流通インフラの開発基本方針
- ・環境社会配慮（戦略的環境評価（SEA）の実施）
- ・官民連携の観点からのマスタープラン実施のための組織体制

2) マスタープランを実現するためのアクションプラン（実施計画）の策定

2-1 マスタープラン全体構想を踏まえた実施目標の決定

2-2 上記の実施目標を達成するためのプロジェクト・コンポーネントと実施計画

- (予算、スケジュール等)を含むアクションプランの作成
- 2-3 官民連携の観点から各ステークホルダーの役割・分担事項を検討
- 2-4 アクションプラン実施のためのモニタリング体制の検討
- 3) 灌漑排水施設整備に係る F/S 調査の実施
- 3-1 灌漑排水施設整備計画の策定のための補足的フィールド調査の実施
- 3-2 ヤシレタ公団が管理する取水工および導水路の機能診断と見直し
- 3-3 基幹灌漑水路、2次灌漑水路の概略設計の実施
- 3-4 基幹・支線排水路の概略設計の実施
- 3-5 灌漑水路等の管理用道路の概略設計の実施
- 3-6 土地利用計画の作成
- 3-7 営農計画の作成
- 3-8 各種施設の運営・維持管理計画の作成
- 3-9 水管理制度・組織及び施設維持管理組織の検討
- 3-10 灌漑排水路計画及び管理道路計画の概算事業費の算定
- 3-11 経済・財務評価の実施
- 3-12 環境社会配慮調査の実施 (以下を含む)
- ・戦略的環境評価(SEA)の考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討
 - ・灌漑排水優先開発に係る環境社会影響項目のスコーピング
 - ・環境影響評価報告書(案)の作成
 - ・簡易住民移転計画(RAP)の作成支援
- 3-13 灌漑排水施設整備に向けた行政実施体制、事業推進体制に関する提言
- 3-14 水利権制度及び水利費徴収制度の構築に関する提言
- 4) 関係者の合意形成
- 4-1 ステークホルダー分析の実施
- 4-2 事業の計画・調整・実施のための官民連携体制の構築
- 4-3 マスタープラン全体構想及びアクションプランの策定及び合意形成のためのワークショップ・セミナーの開催
- 4-4 灌漑排水施設整備の事業化に向けた政府機関及び関係者からなる推進協議会の設置
- 4-5 総合農業開発マスタープラン及び灌漑排水施設整備に係る F/S 調査の JCC における承認取得

(5) 関係官庁・機関

本業務におけるカウンターパート(以下 C/P)機関は次のとおり。

- ・相手側責任機関
農牧省 (The Ministry of Agriculture and Livestock: MAG)
- ・相手側実施機関
農牧省 (The Ministry of Agriculture and Livestock: MAG)
公共事業通信省 (The Ministry of Public Works and Communication: MOPC)
環境庁 (The Secretary of Environment: SEAM)
イタプア県庁 (The Departmental Government of Itapua)
ミシオネス県庁 (The Departmental Government of Misiones)

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

| NO. | スキーム名称 | 案件名 | 協力期間 |
|-----|--------|------------------------|-------------|
| 1 | 開発調査 | ヤシレタダム隣接地域農業総合開発計画実施調査 | 1983年～1985年 |

3. 業務の目的

本業務は、ヤシレタダム湖隣接地域において、官民連携の下、ヤシレタダム湖の水資源を活用した総合的な農業開発計画（総合農業開発マスタープラン、アクションプラン、灌漑排水施設整備に係るフィージビリティ・スタディ）を作成することにより、同地域のコメを中心とした農産物の生産拡大と雇用創出ならびに貧困削減に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年11月にJICAがパラグアイ国農牧省と締結したR/D (Record of Discussion) に基づき実施するものである。コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 小農家の裨益、ジェンダー配慮

農業開発マスタープランの策定においては、より多くの調査対象地域の小農が生計を向上できるよう、土地所有や農業分野における小農裨益の方向性が、先方政府の方針とずれが生じないように、実施機関及び関係政府機関と十分に協議を行う必要がある。また、開発の結果が男女間に共同に享受されるよう留意すること。

(2) 水管理制度の構築に向けた提言

パラグアイでは、水資源法により環境庁が水利権の許可権限を有しているが、その執行方法に関する規定が整備されておらず無秩序な水資源利用が行われている。このため、本事業では、農業開発マスタープラン、灌漑排水施設整備のF/Sにおいて、水利権制度の構築に向けた提言を行うこととしており、幅広い関係者と協議を行う必要がある。

(3) ヤシレタダム湖水資源の灌漑用水への利用量の検討

本プロジェクトで計画する灌漑用水量は、アルゼンチンとの2国間協定によるパラグアイ側取水可能量の全てを充てることを前提とせず、単位用水量、ヤシレタダム湖以外の地域への流入水も考慮して算出すること。ヤシレタダム湖水資源に余剰が生じても構わない。

(4) 飲料用水への配慮

ヤシレタダム湖の水資源を、水道施設が未整備の地区に対す飲料用水に使用することが検討される可能性がある。公共事業通信省から検討状況、利用する場合の必要水量等について情報収集し、水利権の許可権限を有する環境庁とも協議の上で、同飲料

用水に配慮した灌漑用水計画を検討する必要がある。

(5) C/P のオーナーシップの確保

本事業は、パラグアイ国内における初めての公的大規模灌漑開発の実施に向けた計画の策定を行うものである。このため、業務実施のプロセスにおいてC/Pの能力向上を図ることが重要である。コンサルタントはパラグアイ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて、現地側の持続的な能力向上を図るために、活動プロセスにおいて十分意識・工夫するものとする。

(6) 環境社会配慮

本事業は、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）に掲げる農業セクターに該当し、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性が想定されるため、カテゴリAに分類される。

したがって、調査実施に当たっては、農業開発マスタープラン策定段階で、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）の考え方にに基づき、代替案の環境社会的側面の影響を検討し、フィージビリティ・スタディ段階で環境アセスメント（以下、EIA）報告書案を作成すること。環境社会配慮に係る調査方針については十分にJICAと協議を行うこと。なお、本事業では、パラグアイ国の環境法令に従い、環境庁より、農業開発マスタープラン策定段階で「戦略的環境ライセンス」を取得することとしている。また、本事業で行うフィージビリティ・スタディに基づく灌漑排水施設整備の事業実施にあたっては、同庁より環境許認可を受ける必要がある。パラグアイでは公的機関が大規模灌漑開発を実施した経験がないため、業務開始後のできるだけ早い段階で、これら許認可の取得プロセスを確認すること。

本事業対象地の一部は湿地帯や氾濫原であり、IUCN上の絶滅危惧第二種（VU種）等が生息している。生息地や保護区域の詳細については本調査にて実施される環境影響評価（以下、EIA）調査の中で確認し、計画事業が及ぼす影響を調査して緩和策を検討すること。なお、EIAの実施については、コンサルタントの役割を含めてR/Dの中でC/Pと合意しており、コンサルタントはこの合意に基づきEIAを行う。

本事業では非自発的住民移転は想定されていないが、用地取得については、JICAガイドラインに則った簡易住民移転計画に基づき実施する必要があるため、本調査において同計画の作成を支援する。その際、調査の初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の規模について把握し、JICAに報告すること。

(7) 業務行程

本業務では、限られた協力期間の中で、農業開発マスタープラン、アクションプラン、灌漑排水施設のF/Sともに、戦略的環境影響評価（マスタープラン段階）、F/Sに関する環境影響評価といった複数の作業が同時に進められる。このため、業務の後戻りが生じないように、各種開発計画の立案と環境影響評価の実施について丁寧に検討の上、プロポーザルで提案すること。

(8) 灌漑排水施設整備の事業予算

本事業で作成する灌漑排水施設整備の事業化にあたっては、ドナー機関への資金協

力要請を含めた予算手当が検討される必要がある。そのため、コンサルタントは、C/Pとともに、世界銀行や米州開発銀行等のパラグアイへの資金協力を実施しているドナー機関に対して、本事業の目的、内容、進捗状況について業務開始の早い段階から積極的かつ継続的に情報提供を行い、資金協力の確保についてC/Pを支援する。

なお、F/Sの開始までに、資金手当の見込みが低い場合には、JICAは、F/Sの精度や調査対象を見直すこともあり得る。

(9) 大統領選挙への留意

パラグアイでは、2018年8月に大統領選挙が予定されており、各種政策の変更や、C/P機関の人事異動が行われる可能性があることから、特に選挙後においては、C/Pとの間でプロジェクトに関する情報共有を密に行うことが重要である。

(10) 日系移住に関連する情報の報告

ヤシレタダム湖を含む本事業対象地域における、日系移住・営農地等に係る情報を得た場合、それらの情報を取りまとめて整理し、JICAに報告すること。

(11) 広報活動

業務実施にあたっては、本協議の意義、活動内容とその成果を事業対象地域の農民をはじめとするパラグアイ国、日本両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトの内容、進捗状況と成果等について効果的な広報に努めることし、広報素材の収集を積極的に行うこと。具体的な広報方法については、プロポーザルにて提案を行うこと。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

第1年次：2017年2月～2017年9月

【国内業務】

(1) インセプション・レポート案の作成・協議

本プロジェクトの関連情報及び現時点で収集可能な資料・情報により本プロジェクトの背景を含む全体像を把握・分析し、業務実施に関する基本方針、活動方法、実施体制、スケジュール等を記載したインセプション・レポート案を作成し、JICA農村開発部に説明、意見交換を行う。

(2) 環境社会配慮助言委員会への対応支援

マスタープラン作成に関し、JICAは、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループにスコーピング案及び最終報告書案の作成段階で助言を求めるところ、JICA農村開発部の求めに応じて、資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

【現地作業】

(3) プロジェクト実施体制の確認

実施体制について R/D で確認しているが、プロジェクトの実施に当たり、この実施体制を再確認するとともに、具体的な PMU メンバーの配置についても確認する。

(4) インセプション・レポートの説明・協議

確定した C/P メンバーに対してインセプション・レポート案を説明して意見交換を行い、合意を得る。その際、先方の便宜供与についても確認することとする。

(5) 政策・制度に関する関連情報の収集と課題分析

本業務に関連する次の分野に関する「農業戦略枠組み 2014/2018」の目標達成状況のレビューを行うとともに、灌漑開発・農業開発に関する政策、計画、法令、組織体制（国及び地方行政組織）を、C/P 等を通じて情報収集し、各分野及び総合的な課題を分析する。

(関連分野)

水資源・灌漑排水開発（水管理を含む）、土地所有、農業開発、農産加工流通、農業金融、その他本業務の実施に必要と考えられる分野

(6) 対象地域の現状把握

マスタープランの作成のため、本業務の対象地域における、自然条件、社会経済（農業分野におけるジェンダー別活動を含む）、土地所有、農業生産、農産加工流通、農業金融、灌漑排水・農業インフラの整備・利用・管理等に関する現状を調査・整理し、各分野及び総合的な課題を分析する。調査対象地域が広域であることから、農地や灌漑排水・農業インフラの賦存状況等、地図に表示することが有用な情報については GIS による整理も検討することとし、その場合、衛星画像の購入を認める。

調査に際しては、既に加工や輸出、小規模生産者への技術支援等を行っている大規模生産者を含む民間事業者からも情報を収集し、行政と民間セクターとの連携可能性についても考察される必要がある。

(7) 利用可能水資源量と単位用水量のレビュー

既存の文献等から、現在の灌漑計画に利用される水稲その他の主要農産物の圃場単位用水量を確認する。また、現在の単位当たり灌漑利用量、現況収量や栽培様式等との適合性等をレビューし、修正が必要な場合には圃場単位用水量を算定し、C/P の了解を得る。なお、圃場単位用水量は主要農作物の栽培スケジュールに基づき、期別に算出する。期別区分の詳細は現地調査後に設定されるが、業務開始前に想定する期別区分をプロポーザルで提出する。

過去の降雨や河川流量データ等から業務対象地域の流出解析を行い、ヤシレタダム湖以外の水源も含めた、対象地域の利用可能水資源量を算定する。なお、ヤシレタダム湖水資源の最大利用水量は $108\text{m}^3/\text{s}$ であるが、年間通して利用可能であるかはダム湖の時期別貯留量に影響されるため、過去の貯留実績やダム湖への期別流入量も考慮の上、期別及び通年の利用可能水資源量を算定する必要がある。

また、ヤシレタダム湖水資源の飲料水向け利用の検討状況を確認し、必要に応じて利用可能水資源量から飲料用水量を差し引くなど、他セクターによる利用も考慮する。

(8) ステークホルダー分析の実施

灌漑、農業生産、農産物の加工・流通・販売（輸出含む）に関わる農民団体、民間セクターからヒアリングを行い、現在の役割分担と連携に関する課題を分析する。

(9) 灌漑開発・農業開発に係るニーズ・意向の把握

C/P 及び地方を含めた関係行政機関、農業団体、農産物の生産・加工・流通・販売（輸出含む）を行う民間事業者等の幅広い農業関係者からヒアリングを行い、対象地域の灌漑開発・農業開発に係るニーズを取りまとめる。なお、C/P 以外の関係者のヒアリングについては、可能な限り C/P 機関の職員と共に行うこととし、日程等が合わない場合にはコンサルタントのみで行うことも可とするが議事録を提出するなど、必ず C/P と情報共有が行われる必要がある。

(10) 農業開発マスタープランの作成

1) 裨益者に対する開発コンセプトの作成

本事業の目的である事業対象地域の貧困削減が達成するため小農の生計向上と雇用拡大が図れるよう、C/P と協議し、対象農家を明確にし、農業生産及び加工・販売・流通への小農の参加など、裨益対象者が利益を享受するための農業開発マスタープランの目的、目標、開発コンポーネント構成、開発計画策定や実施に求められる参加者群など、同プランの基本方針を整理する。なお、小農に対する裨益が重要であるが、大規模農家への過剰な権利制限による社会的混乱を発生させないよう、既存制度との整合性が図られるよう C/P 機関と十分に協議すること。

2) 土地所有・土地利用に関する基本方針の作成

主に小農が営む家族農業の生産性向上を目指しているパラグアイ政府の方針に沿って、農業開発が小農に裨益を与えるための前提条件となる土地所有・土地利用に関する施策の基本方針を整理する。この際、前項 1) と同様に、急激な制度変更による社会的混乱をまねかないよう留意すること。

3) 水資源利用とその管理に関する基本方針の作成

上記 (7) で算定した利用可能水量について、優先的に利用する対象作物やその配分及びその実現に向けた施策に関する基本方針を整理する。

また、利用可能な水資源の適正配分と管理に向けて必要となる枠組みや制度策定についても整理する。これについては、対象地域内の灌漑用水の配分のみならず、灌漑用水以外への配分に関する制度等も含まれる。

4) 農業開発及びバリューチェーン構築に関する基本方針の作成

対象地域の農業開発及び加工・流通・販売（輸出含む）の促進方法及びその実現に向けた施策の基本方針、優先すべき施策を整理する。なお、生産・加工・流通・販売に関する基本方針は、R/D に基づき内水面漁業（養殖）についても考慮する。

5) 農業生産インフラ及び農産加工流通インフラの開発基本方針

水資源利用、農業開発及びバリューチェーン構築に関して整理した基本方針に則し、灌漑排水施設や道路、生産・加工・流通施設の整備及びその実現に向けた施策

の基本方針、優先すべき施策を整理する。

なお、灌漑排水施設や道路については、開発による環境や社会への重大で望ましくない影響の可能性が想定されるため、戦略的環境影響評価の実施による影響評価及び代替案、緩和策の検討も踏まえて基本方針を検討すること。

6) 戦略的環境影響評価

灌漑排水施設及び道路の整備について、戦略的環境影響評価の考え方（プロジェクトよりも上位の政策、計画、プログラム(PPP)レベルの評価）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行い、評価報告書を作成する。

なお、スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び報告書案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う（助言委員会への説明補助については、【国内作業】とし、スケジュールは JICA の指示に基づくこと）。

戦略的環境影響評価における主な調査項目は、以下のとおりとする((1)-(3)は、前述の政策等の情報収集や農業開発マスタープランの検討の中で、環境社会配慮も勘案した調査を行うことで代替する)。

- (1) 灌漑開発・農業開発に関する政策、計画等の目的・目標の検討
- (2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- (3) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等)
- (4) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- (5) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認
- (6) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 2) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
 - 3) 関係機関の概要
- (7) 影響の予測
- (8) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)
- (9) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (10) モニタリング方法の検討
- (11) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討)

なお、前項(5)及び(11)については、現地再委託を認める。

7) マスタープラン実施のための組織体制

前述で整理された各分野の基本方針を実現するため、行政機関、農民団体、民間

セクターための組織体制を整理する。その際、各機関の役割分担を明確にする。

(11) マスタープランの合意形成

マスタープランの最終化の前にC/Pにワークショップやセミナーの開催を働きかけ、資料作成や説明補助等により、ステークホルダー間におけるマスタープラン全体構想の合意形成促進に向けたC/Pの取り組みを支援する。

(12) マスタープラン等の承認に対する支援

JGCにおけるマスタープランの承認、環境庁からの戦略的環境アセスメントの取得に対し、C/Pを支援する。

(13) 灌漑排水施設整備に向けて資金手当ての検討

世界銀行、米州開発銀行等のパラグアイへの資金協力を行っているドナーに対して、本業務の目的、方向性、成果等について、業務開始の早い段階からC/Pとともに情報提供を継続的に行い、灌漑排水施設整備に関する資金協力の可能性を探る。

F/S(第2年次)の開始までに、資金協力が得られる可能性が低いと評価される場合には、JICA及びC/Pと協議し、F/Sの精度や範囲等の方向性について、見直しを含め再確認する。

第2年次 (2017年10月~2019年3月)

【国内業務】

(14) 環境社会配慮助言委員会への対応支援

F/Sの実施に関し、JICAは、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループにスコーピング案及び環境影響評価報告書案の作成段階で助言を求めるところ、JICA農村開発部の求めに応じて、資料作成や質疑対応等の支援を行う。

【現地業務】

(15) アクションプラン(実施計画)の立案

1) 実施目標の設定

マスタープラン全体構想を踏まえ、期限を明確にした上で、開発コンポーネント毎に実施目標を設定する。目標の設定にあたっては、事後のモニタリングに供するよう、可能な限り定量的な指標を設定することと。

2) 予算・工程計画の作成

開発コンポーネント毎に、予算計画、実施工程等からなるアクションプラン(実施計画)を整理する。

3) ステークホルダー間の役割分担の作成

マスタープランで検討された行政機関及び民間セクターから構成される組織体制を基に、施策毎に、各機関の役割分担を整理する。

4) モニタリング体制の検討

実施目標の達成状況についてのモニタリング項目、タイミング、実施体制を整理する。その際、ステークホルダーや一般国民に対して、適切な説明責任が果たせる機能が確保されるよう配慮する。

(16) 灌漑排水施設整備のフィージビリティ・スタディ (F/S) の実施

1) 補足的フィールド調査

必要に応じて補足的なフィールド調査を実施し、灌漑排水施設整備のF/Sを実施する。なお、補足的なフィールド調査については、第2年次の契約前にJICAと調査項目及調査方法を協議の上確定する。現時点で想定する調査項目について、プロポーザルで提案する。

2) 施設整備予定地の現地調査

施設整備予定地の平面図を作成する(第1年次(6)でGISを活用した場合は、それを利用することを基本とするが、必要に応じて補足測量を行うことを認める)。また、取水工予定地においては、ボーリング調査、標準貫入試験、三軸圧縮試験を行い、現地土質を確認する。これらの調査については、現地再委託を認める。

3) ヤシレタダム湖の取水工及び導水路の見直し

ヤシレタ公団が整備した導水路(約1.8km)の末端標高が本事業で予想される灌漑対象地へ導水に対し水頭が不足する可能性が指摘されている。このため、同導水路の勾配、末端標高等を確認し、導水能力を分析し、導水能力が不足している場合は、導水路の改修等を検討する。この際、ヤシレタ公団と密に協議すること。

4) 灌漑水路、排水路、灌漑水路等の管理用道路の概略設計の実施

灌漑水路(基幹、2次用水路)、排水路(基幹、2次排水路)、灌漑水路等の管理用道路の概略設計を実施する。

概略設計にあたっては、まずは基本構想案を複数検討し、経済性や施工・維持管理の容易性等を比較した上で、選定された最適案について詳細な概略設計を実施すること。

なお、管理用道路については、一般交通への開放が検討されており、一般交通に関する方針についてC/Pと協議すること。

5) 土地利用・営農計画の作成

F/S対象地域の土地利用計画、営農計画を作成する。

6) 維持管理計画の作成

組織体制も含めた灌漑用水配分等の水管理制度、灌漑排水施設の維持管理組織について検討し、それを踏まえて、灌漑排水施設の運営・維持管理計画を作成する。

7) 概算事業費の算定

灌漑排水施設及び管理用道路の整備についての概算事業費を算定する。なお、施設の耐用年数程度の期間に想定される年間維持管理費の推定も含めること。

8) 経済・財務評価

概算事業費、土地利用・営農計画を踏まえて、経済的内部収益率 (Economic Internal Rate of Return : EIRR)、財務的内部収益率 (Financial Internal Rate of Return) を算定する。なお、それぞれの指標について正の費用対効果が得られない場合には、施設整備計画を再度見直すこと。

9) 灌漑排水施設整備における環境アセスメント報告書案の作成

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境影響評価報告書案の作成を行う。環境影響評価報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にし、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う(助言委員会への説明補助については、【国内作業】とし、スケジュールは JICA の指示に基づくこと)。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

環境報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- (1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。)
- (2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 2) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - 3) 関係機関の役割
- (3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- (4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- (5) 影響の評価及び代替案(プロジェクトを実施しない案を含む)の比較検討
- (6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (7) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成
- (8) 予算、財源、実施体制の明確化
- (9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者¹、協議方法・内容等の検討)

なお、上記(1)及び(9)については、現地再委託を認める。

¹女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

10) 簡易住民移転計画案の作成

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施する、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査の結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認し、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (10) 費用と財源
- (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (12) 社会的弱者² や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、(2)、(3)に係る社会経済調査、(5)に関する再取得価格調査、(6)に係る生

²女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど。

活再建対策ニーズ調査、(12)の住民協議の開催支援については現地再委託を認める。

1 1) 灌漑排水施設整備に向けた実施体制、事業推進体制に関する提案

F/Sの実現に向けて、パラグアイ政府機関内の実施体制、農民団体や民間セクターも含めて事業推進体制（協議会）について構成者や運営方法等について提案する。

1 2) 水利権制度及び水利費徴収制度の構築に関する提案

F/S対象事業における秩序だった水資源の利用のために必要となる、水利用の許可制度、灌漑排水施設の維持管理のための水利費徴収制度を構築するための諸規定について提案する。

(1 7) 関係者の合意形成に向けた支援

1) アクションプラン（実施計画）の理解促進

アクションプランの最終化の前にC/Pにワークショップやセミナーの開催を働きかけ、資料作成や説明補助等により、関係者間におけるアクションプランの合意形成促進に向けたC/Pの取り組みを支援する。

3) マスタープラン等の承認に対する支援

JCCにおけるF/Sの承認に対し、C/Pを支援する。また、F/Sに基づく灌漑排水施設整備の事業化の際に、C/Pが取得する環境庁からの事業実施の環境許可取得に向けて、必要に応じて、申請資料の事前整理などに協力する。

4) 灌漑排水施設整備の事業化に向けた推進体制の構築支援

前項(1 6)・1 0)で提案する灌漑排水施設の整備事業の推進体制の構築を支援する。

【国内業務】

(1 8) 業務完了報告書（和文）の作成と報告

プロジェクト業務完了報告（和文）を作成し、他の成果品とともに JICA 農村開発部に提出する。また、同部が開催する報告会に参加し、プロジェクト結果について説明する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

| 年次 | レポート名 | 提出時期 | 部数 |
|------------------|-------------------------|-----------------|------------------------------|
| 第 一 年 次 | 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく) | 契約締結後 10 日以内 | 和文：5 部 |
| | インセプション・レポート | 第1年次業務開始から約2ヵ月後 | 和文：5 部 英文：20 部 西文：20 部 |

| | | | |
|------------------|-------------------------|------------------|--------------------------------------|
| | プロGRESSレポート | 第1年次業務終了時 | 和文：5部 英文：20部 西文：20部 |
| 第 二 年 次 | 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく) | 契約締結後10日以内 | 和文：5部 |
| | インテリムレポート | 第2年次業務開始から約7ヵ月後 | 和文：3部 英文：20部 西文：20部 |
| | ドラフトファイナルレポート | 第2年次業務開始から約13ヵ月後 | 和文：3部 英文：20部 西文：20部 |
| | ファイナルレポート | 全体業務終了時 | 和文：3部 英文：20部 西文：20部 CD-R：3部 |

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、ステークホルダー会合等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

（2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第1章第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、当機構に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 今月の活動で新たに得たタンザニア国灌漑開発に係る知見
- ウ 活動に関する写真
- エ WBS
- オ 業務フローチャート

（3）その他提出資料

1）現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した各種調査等の業務結果については、現地再委託先から提出があり次第、速やかに JICA に提出する。

2）収集資料

本業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリストの一式を提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、以下のとおり（プロジェクト開始（現地作業）は3月であることに留意）、第一年次及び第二年次に分割し、この分割した年次毎に契約を締結する。

2017年2月～2019年4月（25ヶ月）

なお、より効率的・効果的な業務工程が想定できる場合はプロポーザルにおいて提案すること。

第1年次

| 年 | 2017 | | | | | | | |
|------|--------------------------|---|------|---|---|---|--------------------------|------|
| 月 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 国内作業 | <input type="checkbox"/> | | | | | | <input type="checkbox"/> | |
| 現地作業 | | ■ | | | | | ■ | |
| 報告書 | | | IC/R | | | | | PR/R |

第2年次

| 年 | 2017 | | | | 2018 | | | | | | | |
|------|--------------------------|----|--------------------------|----|------|---|----|---|------|---|---|--|
| 月 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 国内作業 | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | |
| 現地作業 | | ■ | | | | | | | | | | |
| 報告書 | | | | | | | | | IT/R | | | |
| 年 | 2018 | | | | 2019 | | | | | | | |
| 月 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | | | | |
| 国内作業 | | | <input type="checkbox"/> | | | | ■ | | | | | |
| 現地作業 | ■ | | | ■ | | | | | | | | |
| 報告書 | | | DF/R | | | | FR | | | | | |

- IC/R：インセプション・レポート
- PR/R：プログレスレポート
- IT/R：インテリムレポート
- DF/R：ドラフト・ファイナルレポート
- FR：ファイルレポート

2. 業務量目途及び業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1年次 約 22.70M/M

合計 約 65.05M/M

なお、第1年次に作成するマスタープランに沿って、F/S対象地が定まるため、第2年次の業務量は変更される可能性がある。

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。専門家人数は必要最小限とし、一人の専門家が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括/地域農業開発 (2号)
- 2) 水管理/組織/制度 (2号)
- 3) 灌漑排水計画 (3号) (語学能力・対象国経験評価せず)
- 4) 農業・営農
- 5) 土地利用計画
- 6) 農産加工・マーケティング/輸出戦略
- 7) 水文解析 (水収支)
- 8) 道路計画
- 9) 施設設計
- 10) 積算・調達計画
- 11) 経済評価
- 12) 環境社会配慮

(3) 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

プロジェクト実施に必要な最低限の事務機器は見積にて計上すること (本見積りとする。)

4. 配布資料及び閲覧資料

【配布資料】

- ・ヤシレタダム隣接地域農業総合開発計画実施調査
- ・ヤシレタダム湖隣接地域及びテビクアル川流域総合開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (案)
- ・ヤシレタダム湖隣接地域総合開発プロジェクトの環境社会配慮詳細調査報告書 (英文)
- ・ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクト R/D

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。なお、(8)、(9)については、F/Sの実施前に現地再委託を行う調査項目、内容について JICA と協議し、必要と認められた調査のみ現地再委託を認める。下記の(1)～(3)に係る再委託に必要な経費は本見積りとする。

- (1) 対象地域の現状調査（第1年次）
- (2) 戦略的環境影響評価に係る環境社会の現況確認
- (3) 同評価に係るステークホルダー協議会開催の支援（第1年次）
- (4) 環境影響評価報告書に係る環境社会の現状確認（第2年次）
- (5) 同報告書作成に係るステークホルダー協議会の開催支援（第2年次）
- (6) 簡易住民移転計画作成に係る各種社会経済調査（第2年次）
- (7) 同計画作成に係る住民協議の開催支援（第2年次）
- (8) F/S実施のための補足的フィールド調査（第2年次）
- (9) 施設整備予定地の現地確認（第2年次）
 - ・施設整備予定地の補足測量
 - ・施設整備予定地の平面図作成
 - ・取水工予定地の地質調査（ボーリング、標準貫入試験、三軸圧縮試験）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

上記の（4）～（9）については、F/Sの対象が明確になってから業務内容を検討する必要があるため、具体的内容が固まった段階で、契約変更等で対応することとするため、見積もり価格を提示する必要はない。

6. その他留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安情勢については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、JICAパラグアイ事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA不正防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または、JICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上